

特定の行政情報の公開に

伊勢崎市では、情報公開制度において特定の行政情報を公開する場合に限り、手数料が必要となります。



通常は無料

通常の公開請求の場合
は、手数料は無料です。

※ 写しの交付や郵送による公開を希望する場合には実費を負担していただきます。

情報公開手数料

特定の行政情報を公開する場合は、1件の行政情報につき**300円**の手数料が必要です。

※ その他写しの交付や郵送等による公開の実費負担が必要です。

特定の行政情報とは？

- 建築計画概要書
- 開発行為許可申請書（添付書類を含む。）
- 開発行為変更許可申請書（添付書類を含む。）

※詳しくは裏面をご覧ください。

手数料

が必要です！

行政情報の公開請求における手数料について

伊勢崎市では、情報公開制度の運用において、受益者負担の考えから、特定の行政情報を公開する場合に限り、手数料を徴収します。

なお、一定の条件を満たす場合は、手数料の免除することもできます。

特定の行政情報以外のものを公開する場合は、これまでとおり手数料は無料です。

1 手数料を徴収する行政情報

次に掲げる特定の行政情報を公開する場合に限り、1件の行政情報につき、300円の手数料を納入していただきます。

- 建築計画概要書
- 開発行為許可申請書（添付書類を含む。）
- 開発行為変更許可申請書（添付書類を含む。）

2 手数料の免除ができる場合

次に掲げる場合は、手数料が免除されます。手数料の免除を受けるためには、公開を受けるまでに申請する必要があります。

- ① 許可等の当事者からの公開請求であるとき。
- ② 許可等の利害関係人からの公開請求であるとき。
- ③ 公益上の理由による公開請求であるとき。
- ④ 生活保護法の規定により保護を受けている者からの公開請求であるとき。

3 写しの交付に必要な費用

写しの交付（コピー）を希望する場合は、公開を実施する際、手数料のほかに、通常の間開請求と同様に下表の費用が必要となります。

区 分		金 額
○乾式の複写機による写しの作成 ○プリンタによる出力	日本産業規格A列4番の大きさまでの用紙のもの	白黒複写(出力)1枚につき 10円
		カラー複写(出力)1枚につき 50円
	日本産業規格A列4番の大きさを超え、日本産業規格A列3番の大きさまでの用紙のもの	白黒複写(出力)1枚につき 10円
		カラー複写(出力)1枚につき 50円
○業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額	
○その他行政情報の性質に応じて複写する場合における当該複写したものの作成	当該複写したものの作成に要する費用に相当する額として実施機関が定める額	

※ 郵送等による公開を希望する場合は、上記費用のほかに、郵送等による発送に要する費用（切手等）を前納していただきます。



情報公開に関する相談・問い合わせ

伊勢崎市総務部総務課情報公開係

電話 0270-24-5111（内線5314）

FAX 0270-23-9800

ホームページ <http://www.city.isesaki.lg.jp/koukai/>